

公益社団法人福島県森林・林業・緑化協会  
コンプライアンス規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、この協会における役職員のコンプライアンス(単に法令を遵守するとのみならず社会的倫理規範をも遵守することをいう。以下同じ。)に関する意識の向上を図るとともに、コンプライアンスを円滑かつ効果的に実施するための組織体制及び運営方法を定める。

第2章 コンプライアンス組織体制

(理事等)

第2条 理事は、誠実に、かつ率先してコンプライアンスに取り組み、この協会における役職員のコンプライアンスに関する意識の向上に努め、コンプライアンス体制の確立と実践の責任を担う。

2 理事会は、この協会の業務運営全般について、コンプライアンスという観点から議論を行うとともに、コンプライアンスについて、具体的、積極的に関与する。

(職員)

第3条 職員は、コンプライアンスを重視し、良識ある行動に心掛け、誠実かつ公正に職務を遂行する。

(コンプライアンス統括部署)

第4条 コンプライアンスに関する取組の企画、立案、調整及び推進をするため、この協会にコンプライアンス統括部署を設置する。

2 コンプライアンス統括部署は、管理部とする。

3 コンプライアンス統括部署は、役職員に対し、コンプライアンスに関する研修等を実施する。

4 コンプライアンス統括部署は、監事監査若しくは行政庁による検査等に係る指導事項に対する改善措置状況について常にこれを把握し、また、当該改善措置が確實に行われるよう取り組むものとする。

(コンプライアンス統括責任者)

第5条 コンプライアンス統括責任者は、専務理事とする。

- 2 コンプライアンス統括責任者は、この協会のコンプライアンスに関する事項を統括する。

(コンプライアンス副統括責任者)

第6条 コンプライアンス副統括責任者は、管理部長(管理部長が空席のときは管理部次長とする。以下同じ。)とする。

- 2 コンプライアンス副統括責任者は、この協会のコンプライアンスに関する事項についてコンプライアンス統括責任者を補佐する。

(コンプライアンス責任者)

第7条 コンプライアンス責任者を、事務局の組織及び運用に関する規程に定める部・局及びセンター(以下、「部局」という。)ごとに置くこととし、部局長がこれにあたる。

- 2 コンプライアンス責任者は、各部局のコンプライアンスに関する次の事項を統括する。
- (1) コンプライアンス統括部署との報告・連絡・協議
  - (2) コンプライアンスに関する部局の職員からの相談・照会対応
  - (3) その他部局内のコンプライアンスに関する事項

### 第3章 運営方法

(コンプライアンス改善委員会)

第8条 コンプライアンス体制の整備を確実なものとするため、この協会にコンプライアンス改善委員会を設置する。

- 2 コンプライアンス改善委員会は、コンプライアンス統括責任者、コンプライアンス副統括責任者及びコンプライアンス責任者をもって構成する。

(コンプライアンス・プログラム)

第9条 コンプライアンス統括部署は、理事会の承認を受けて、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを作成する。

- 2 コンプライアンス統括部署は、おおむね半期に1回コンプライアンス・プログラムの達成状況について確認を行い、コンプライアンス統括責任者及び理事会への報告を行う。
- 3 コンプライアンス統括部署は、毎事業年度ごとに、翌年度に取り組むべき内容に合わせてコンプライアンス・プログラムの修正を行う。

(コンプライアンスに関する相談・照会)

第 10 条 職員のコンプライアンスに関する相談・照会は、直属の上司、コンプライアンス担当者又はコンプライアンス責任者に対して行う。ただし、直属の上司等への相談・照会に何らかの理由により支障がある場合は、直接コンプライアンス総括部署へ相談・照会すること差し支えないものとする。

(改正手続)

第 11 条 この規程の改正は、理事の過半数によって定める。

附則

1 この規程は、平成 26 年 5 月 27 日から施行する。